③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

　水道法施行規則　第３６条

　　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する

基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　　４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事

の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。） | | |
| 可　　・　　不可 | | |

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。